

場順一

所役者田

行町任深

岡垣

農業者年金に 加入しよう

とどいたら、まず、とじましよう

長い間全国の農家のみなさんが
生活安定と後継者移譲による優秀
な農業経営者の確保——経営の若
返り、経営規模の拡大という社会
保障と農業近代化の両面をねらい
としたもので、国民年金に上のせ
して仕くまれています。そのため
他の公的年金より高率の国庫負担
がなされ、きわめて有利な制度にな
っています。

ました。

農業者年金は、農業者の老後の
生活安定と後継者移譲による優秀
な農業経営者の確保——経営の若
返り、経営規模の拡大という社会
保障と農業近代化の両面をねらい
としたもので、国民年金に上のせ
して仕くまれています。そのため
他の公的年金より高率の国庫負担
がなされ、きわめて有利な制度にな
っています。

どういう人が加入するか

(1) 当然加入

当然加入は次の事項に該当する
人全部です。

① 経営面積が50アール以上あ
る農業経営主であること。

② 国民年金に加入していること

③ 昭和46年1月1日現在で五
十五才未満であること(五十五
才未満であることを)
せん)

(2) 任意加入

次の人たちは任意に加入できま
す。

① 経営面積が当然加入の規模以
下であっても50アール以上あ
る農業経営主

農業者年金に加入した人は次の
年金が支給されます。

(1) 経営移譲年金

自分の農業経営を後継者に譲
り、第三者の規模拡大に役立つ
たり、第三者の規模拡大に役立つ
よう移譲した場合に経営移譲年金
が保険料納付期間に応じて支給さ
れます。

この場合経営移譲とは農地の所
有権を移転するだけでなく、第三
者に對し長期(10年間位)貸付
けるのでもよいことになっています。

なお経営移譲は自分の経営農
地の全部(30アール以上)とい
うことになりますが、第三者移譲
に限って10アール程度の自留地
を残しておいてもよいことにな
っています。

年金額は

● 六十才から六十五才の間
　　と二本立てになっています。
● 六十五才以降の分

支給されます。

加入手続きは農協で

農業者年金は農協で受付け町の
農業者年金会を経由して基金に通達
するようになります。すでに加入

するの受付を農協で開始しています
ので該当者は早目に手続きをして上
さい。

④ 五〇才以上の農家の後繼
者で引続き三年以上農業に從
事している人

(3) 国民年金に加入していること

⑤ 五五才未満であること

(4) 年金はいくら もらえるか

例、保険料納付期間が10年と
すると
二〇〇円×二四〇ヶ月(120年)
=二四八、〇〇〇円(年額)
月額四、〇〇〇円
一二五、〇〇〇円

● 脱退、死亡一時金
三年以上保険料を納めた加入者
が途中で脱退したり死亡した場合
には納めた保険料以上の一時金が
もらえます。

保険料はいくらか

農業者年金加入者は月額七五〇
円を納めなければなりませんが、
前記したようにこの保険料の他に
國が多額(四四%)の負担をなし
年金財政をまかなうようになります
ので、他の公的年金にみられる
い有利な制度となっています。

その他農業者年金制度について詳しく述べたい方は農協又は農業委員会でおたずね下さい。

離農給付金も支給されます

農業者年金を補完するものとして離農給付金がつくられました。

これはすでに五五才以上になってから細経営主等がその農地の全部（一〇アール程度の自留地は認める）を一定の要件で処分して離農した場合に支給されます。

その要件は

①売渡す所有農地の面積が三〇アール以上であること。
②売渡しの相手は農業者年金の加入者や基金等であること（後継者の売渡しは認められません）
③給付金の額は五五才以上の者で一定の要件にあればまるものは三五万円。
それ以外の者には一五万円となっています。

岡垣町農業委員会

農業共済の建物共済

農業共済制度は災害から農家を守り近代的農業経営の確立に役立っています。その事業の一環として水桶、妻、家畜共済とともに建物共済を実施しています。経済変動の激しい現代に応じて契約を変えていく方法が最も有利と思われています。

ます。農業共済の建物共済は一年の短期契約ですから物価の変動に対する心配がありません。

○家屋一棟に対し二〇〇万円迄加入出来ます。（評議に応じて）

○掛金は一〇〇万円に対して一九〇〇円です。

○未加入農家は今すぐ加入し財産の安全をかりましょう。申込は電話で結構です。その日から契約致します。

尚詳細については役場産業課に問い合わせ下さい。

岡垣町建物推進協議会

汚すな捨てるな

権利の一票

四月十一日は県知事及び県議会議員の選挙。四月二十五日は、町議会議員の選挙です。

選挙違反を行なわない、

行なわせない……ことにより選挙違反を追放しましよう。

今度の法改正により、不在者投票の手続きが簡素化されました。

するためには、事業主や市町村長に不在者投票事由証明書を書いてもらいたいそれを選挙管理委員会に提出しなければならないことさ

れていましたが、今回の改正でこの不在者投票事由証明書の制度が廃止され、選挙人は不在者投票事

由を申し立て、それが真正である

旨を宣誓して、不在者投票をする

ます。

(選舉管理委員会)

選舉運動は、候補者が立候補の届出を済ませた日から、投票日の前日まで、この期間以外の選舉運動は一切禁止されています。

地方選挙を前にして

× × ×

だれでも選挙運動のため、戸別に演説会

私たちは、誰でも平和な世の中をあわせな暮らし、そして郷土や

國の発展を願わざにはいられませ

ん。それを生み出すものは、明るく正しい政治です。

その基礎となるものは、明るく正しい選挙です。私たちは、民主

政治の主権者として、各自の正し

い良識で立派な代表を選ばねばな

りません。

正直な選挙です。私たち、民主

政治の主権者として、各自の正し

い良識で立派な代表を選ばねばな

りません。

だれでも、選挙運動に関し飲食

物を提供することは、原則として

禁止。飲食物とは、なんら加工せ

ず飲食のできるもので、料理弁当

酒、ビール、サイダー、菓子果物等

(例外、湯茶やお茶うけ程度の菓子、選挙運動員への弁当)

通行人を選挙事務所へ呼び入れ酒

肴をふるまうこと。陣中見舞とし

て酒や、高価な又は多量の果物等

を候補者に贈ることも禁止。

飲食物の提供

だれでも、選挙運動に関し飲食

物を提供することは、原則として

禁止。飲食物とは、なんら加工せ

ず飲食のできるもので、料理弁当

酒、ビール、サイダー、菓子果物等

(例外、湯茶やお茶うけ程度の菓子、選挙運動員への弁当)

通行人を選挙事務所へ呼び入れ酒

肴をふるまうこと。陣中見舞とし

て酒や、高価な又は多量の果物等

を候補者に贈ることも禁止。

買 収

当選するため、他人を当選させ

ないため、選挙人や運動員に金や

物を与えたり、酒食を提供すると

处罚されます。

選挙運動を自由にするときを

もつて候補者が金等を濫用す

投票してくれれば、会社、團体

に寄附するとか、借金の返済期限

を延ばすなど説教するのも違反。

選挙の自由妨害

選挙人、候補者、運動員等に圧力を加えたり、暴力をふるったり、交通、集会、演説の妨害をすると選挙用ポスターを破ったり、損傷しても違反。

◎二月二十六日、九時三十分より
十六時まで。
◎二月二十七日、九時三十分より
十一時三十分まで。

○自由にされる選挙運動

その人をせひ当選させたい場合は、その選挙事務所に行つて、事務を手伝つたり、ポスターを貼つたり、選挙用葉書をもらつて知人に出したり、演説会に参加して応援演説をすることもできます。

また、電話（農集電話等は駄目です）で投票をたのんだり、道や電車、バスの中で知人に投票をたむことも自由です。

おわりに

誰に投票したか絶対にわからいません。警察や裁判所でも調べることできません。候補者の政策や人物をよく見、よく考えて投票して下さい。

◎予定納税をしている人で、昨年より所得がぐっと下った人等は

税金の返付を受けられる人。
◎所得が少ない人で、配当所得や原稿料などがある人。
◎サラリーマンで年の中途で退職をして、その後就職しなかった人等が年末調整を受けなかつた人。

自衛官募集

毎日受付 岡垣町役場

所得税、住民税の申告

昭和四十六年度（四十五年分）の所得税の申告は、三月十五日まで申告していくことになりますので御利用下さい。

◎二月二十六日、九時三十分より
十六時まで。

◎二月二十七日、九時三十分より
十一時三十分まで。

引揚者特別交付金請求の時効

引揚者で、引揚者特別交付金請求の手続きがまだ終っていない方はありませんか？

引揚者特別交付金の請求期限は一年延期されていましたが、本年三月三十一日でいよいよ期限がきれます。

請求権者は大至急書類の提出をされるようお知らせします。

詳細は役場民生課に問合せ下さい。

岡垣町保育所

入所受付

昭和四十六年度岡垣町保育所の入所受付を左記要領で行ないます

記

一、入所申込先

岡垣町役場民生課

二、入所人員

100名

三、提出書類

用紙は役場民生課、東部出張所保育所に用意しております。

四、受付期間

二月十日より三月五日まで。

税金の還付が考えられますので、還付申告をして下さい。申告書は二月十五日以前でも税務署で受附ています。

ただし右受付期間は四月一日より入所希望の児童だけで、それ以後の入所希望の児童についても年中受付しています。

保育所へ入所できる児童は次のいずれかの事情にある家庭の場合に限られます。しかしつきの(1)から(5)までの場合においてもその家庭の母親以外の人が児童の保育にあたることが出来る場合に除かれます。

(1)家庭外の労働。
児童の母親が、昼間家庭の外で仕事することが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(2)家庭内の労働。
児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をすることが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(3)母親のいない家庭。
母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない場合。

(4)母親の出産等。
母親が出産の前後であつて児童の保育ができない場合。

(5)病気の看護等。
その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、母親がいつもその養護にあたっているため児童の保育ができない場合。

女子事務員急募

岡垣町山田国道筋

有限会社 丸都運輸

経理事務員 一名

一般事務員 二名

各種保険、交通費支給、給与は面談の上、優遇します。希望の方は履歴書持参の上、隨時来社面談します。

俳句短歌

高陽 前田 四郎

初日の出初正月の音が家見る

雪コンコン白く真白くただ白く
急逝のソリ間にあわず雪解ける
雪ダルマ目玉未完のまま暮れる

岡垣の町の夜明けは出勤の
人波迎える駅から明けて

家の庭の花木のそれぞれに
人のゆかしさ満ちて育てり
若き胸若き瞳等集いたり
ひと度のみの成人祭なる

幸があり、その家庭を失つたり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

上入所決定をいたします。
※児童の年令 一年三ヶ月より
なお、申請書提出の際は、必ず保護者が持参して下さい。

家庭調査、身体検査等を行なった

政について一言以上することも無意味なことではないと考える。こゝに敢えて町報の紙上を借用し、拙い私見を述べ、町民の皆様の御批判、御意見を賜わりたいと考えます。（紙面の都合上三・四回程度に分けて掲載したいと思います）

新農政への

九、六%動物質食品六%

昭和三十五年二二九三カロリー一四%、澱粉質以外の植物性食品一

澱粉質食品六九、一%植物性食品二三、三%動物質食品七、五%

昭和四十三年二四六〇カロリー一四%、澱粉質食品五八、二%植物質食品三〇、五%動物質食品一一、五%とそれぞれ増加しているが歐米とそれぞれ增加しているが歐米諸國の一曰一人当り約三〇〇〇カロリー、澱粉質、植物性(非澱粉質)動物質の各食品が三分の一づつ配分されているのに比較すれば、あまりにも不合理かつ貧困な水準にあることが明らかである。

ところが我が國民経済の成長は昭和四十六、七年には國民一人当たり

一一五キログラム三十八年一八三キログラムと増加して来たものが三十八年から減少に転じ、四十一年一一一、七キログラム四十三年一〇〇キログラムと減少傾向は今後も続き五十二年には政府の農産物の長期需給の見通しによれば九一、六キログラムまでに落ち込むものと思はれたが、国民全体の米の消費量は、人口増があるにもかゝわらず三十年一千百二十八万屯、三十五年一千一百三十四万屯三十八年一千三百四十一万屯と増大のあと三十九年から減少に転じ、四十年一千二百九十九万屯、四十三年度一千二百二十五万屯と減る一方でありますに四十三年度現在五十二年時

- a・技術の進歩
- b・作付品種の改良
- c・防除法の発達
- d・土地改良の成果
- e・機械の普及
- f・作付面積の拡大
- g・高米価の誘導

によって、三十年水陸種合わせ一千三百三十九万屯、四十年一千三十五万屯前後であったのが四十年になると千四万屯と飛躍的に増加され、以後毎年千四百万屯の台を維持しつづけて来たために、剩米のいちじるしい累増という生態が生じ、三十五年一八五億円、四十年一二八二億円、四十三年十五六億円、の食管赤字の増大へ

国内消費量は七七〇万屯、これに種子、加工、減耗分二五%を加えると九百六十万屯あれば充分である。

このことは現在の全国の水田面積の三百二十万ヘクタールの半分百六十万ヘクタールの水田で国内消費の米が生産出来ることを示すわけである。これは今後の農政の一つの指針ではないかと考える。

① 国民食生活の変化

る考え方についてまず述べたいと思う。

りの国民総生産が現在の西欧水準の二〇〇〇ドル（七二万円）五十三年には現在の米国水準の四〇〇ドル（一四四万円）程度に達する可能性があると予想されてい

点で予想された絶消費量を下廻までになっている。

年	位	政
440	35年	周
52	40年	南
205	41年	北
645	42年	宋
2984	43年	北
5544	44年	北
?	45年	五

なつて論議的となつて来たものである。

母弟上総守との家督争いから起つた花尾の攻防戦も、和議がなり。家信が吉宗の岡城に逃げて終ったが、家信の孫隆守の時に、大友宗麟に叛いたということから、宗麟は、瓜生左近太夫貞延をして、岡城を攻めさせた。隆守は防ぎかねて、内浦まで逃れ海藏寺で自殺した。

△永禄二年（一五五九年）

旧社高倉神社が大友氏の兵火によつて、神殿をはじめ、社記、宝物など、ことごとく灰燼に滅ぼした。その時、社殿の側にある絞杉も類焼したが、枯死をまぬがれ、今、な木、繁茂している。

△天正八年（一五六〇年）

宗像氏の端城であった底井野の猪城を、鷹取城主毛利鎮実が攻めた時、城山から援軍を送つた。

△寛永一年（一六三四年）

黒崎城主であった井上道伯が、吉木の別荘で死去した。

△寛永二年（一六三四年）

高倉城主である高倉義輝がある。

△寛延四年（一七五一年）

今、高倉の竜口寺に墓碑がある。

△寛延四年（一七五一年）

今、高倉の竜口寺に墓碑がある。

△明治二年（一八八九年）

林を形成したのである。

△明治二年（一八八九年）

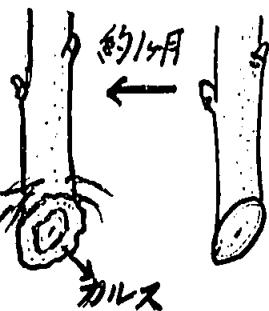
町村制の施行により、岡県村と矢

別村とができる。

△明治四〇年（一九〇七年）

岡県村と矢矧村とが合併して岡村となつた。

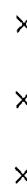
植物のふやし方



カルスがでてきてから発根する

とり木

さし木にくらべ失敗が少なく、大苗ができ、形のよい枝がどれ、だれでもやさしくできる。



根をださせたい部分の皮をナイフで切り、その上から下におりる養分の通り道を遮断しかわかな

いようにミズゴケや土をあて、その上をビニールで巻いておく。

切りとる皮の幅は一~二厘、深さは木質部に達するまで、指環状に切りとる。

木の別荘で死んでいた。広い沙丘であったが、潮風のため、田畑の被害が甚だしかったので、権藤伊左衛門を総帥として、七年計画で、木格的な、松の植付に着手した。

そして、今見るような、一大防風林を形成したのである。

高いところにある枝に手術して根をださせる方法。

ゴムノキ、ドラセナ、ベニスモモ

さし木

さし木のできない木

ザクロ、ジンチョウゲ、ツバキなど常緑樹でも落葉樹でも、さし木でふやせるものならどんな木でもよい。

手術後は、葉が日光に当つていることが大切。日光不足では手術がよくても根はでない。

時期は春からひた芽が、一人生長をやめ、葉に栄養が貯えられた頃が一番よく、常緑落葉ともに六月下旬から七月がよい。

一ヶ月半もたつと根はのびているが、切りとるのは十月ごろがよい。

むかでとり法

つるバラ、レンギョウ、グミなど、長い枝をまげ、舌状の切り傷をつけ土にうめる。

ユキヤナギ、ザクロ、イチジクなど、地きわから枝のたくさんでるものは、株に土を盛っておくと發根するから、それを切つて苗に

さし床をする。

木から枝をとつて、しおれない

△昭和三七年（一九六二年）

町制を布いて、岡垣町になつた。

門司勇

よう赤土にさしておくと根ができる。切り口にまず癒合組織（カルス）という肉のような組織ができる、それがしっかり木化して、その上部に発根する。

カルスのできるまで一ヶ月かかり、それから根ができるのだから、その間傷つけたりかわかないようだ。

カエルのとれる。

さし穂の枝は、一年たった後

枝や花をつけない枝を選び、

カエデ、桜、モクレン、ボタン、

松、シャクナゲなど

常緑樹のさし木

植木の枝は、一年たった後、もに六月下旬から七月がよい。一ヶ月半もたつと根はのびているが、切りとるのは十月ごろがよい。

七月上旬から月末に、今年のびた充実した枝を、去年の枝との境目で切りとつてさし穂にする。

さし穂の長さは種類や枝の部分

でも違うが、大体十厘、十五厘以上のは二つとる。さし穂は鋸

利な刃物で斜めに切り、反対側を少し切りもどしておく。

葉は全体の半以下葉を切り捨てる

程度。

さし穂が根づいて、新しく枝葉

がのびるのは五月以後だが、秋に落葉するまでの動かしてはいけない。

植えかえは落葉後にいい。

今は発根ホルモンが市販されて

いる。

（公民館）

さし木が根づいて、新しく枝葉がのびるのは五月以後だが、秋に落葉するまでの動かしてはいけない。

植えかえは落葉後にいい。

さし穂は日陰か半日陰に、冬は

日の当る場所、夏はヨシズをかけ

つかない効果がある。

さし床は日陰か半日陰に、冬は

日の当る場所、夏はヨシズをかけ

つかない。

